



年頭所感

一般社団法人 青森県薬剤師会
会長 木村 隆次

新年明けましておめでとうございます。
皆様におかれましては、新春をお健やかに迎えのこととお喜び申し上げます。
本年も薬剤師会活動のご理解とご支援をよろしくお願い致します。

さて昨年は、新型コロナウイルス感染対策で明け暮れた一年であったと思います。県内も現時点でも予断を許さない状況が続いております。こうした中で、薬剤師・薬局には、感染防止に取り組みながら、県民への「正しい手の洗い方」「3つの咳エチケット」、「正しいマスクの着用」「3つの密を避けましょう」などの新型コロナウイルス感染症対策、環境衛生の普及、啓発、地域の医薬品提供体制を維持することが求められております。

また、本年は、青森県薬剤師会創立 95 周年を迎えます。明治 26 年 2 月に日本薬剤師会が設立され、本県より南了益氏が参加して以来、本県の薬剤師会の歴史が始まるのです。社団法人青森県薬剤師会は、昭和 37 年 12 月に設立されましたが、その前身の公法人青森県薬剤師会は、大正 15 年 7 月に会員 46 名で発足されました。以来 95 年、先輩会長、役員が薬剤師の発展を願って幾多の政治、経済、社会背景の中で県民の公衆衛生の向上、増進に寄与し、薬剤師職能の確立のため使命を果たされてきたことに感謝いたします。お蔭をもちまして現在、薬剤師会は、県内 3 つの一般社団法人、3 つの支部で構成され、会員数 1463 名（2020 年 12 月末）まで発展しました。

その中で昨年から今年来年は、薬剤師・薬局の歴史において大転換期にあります。

昨年は、改正医薬品医療機器等法の一部が 9 月に施行され、薬局の定義が改正されました。改正法では、これまでの「調剤を行う場所」という定義から、薬局は「調剤のみならず一般用医薬品を含めたあらゆる医薬品を取り扱う場所であり、服薬指導などの薬学的管理を行う場所」であることが明確にされました。さらには、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行うこ

とが義務化され、テレビ電話等による服薬指導（オンライン服薬指導）が可能になりました。本年8月からは、患者自身が自分に適した薬局を選択できるように薬局を機能別に分類する「地域連携薬局」、「専門医療機関連携薬局」という県知事による認定制度（名称独占）が始まります。今回の改正は、これまで地域で実践されてきたことが具現化されたものといえます。

また、2015年10月に厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョン」でかけられた薬剤師・薬局の機能、役割に法律が追いついたとも言えます。

このビジョンには、薬局を「立地から機能へ」、そして、薬剤師は「かかりつけ薬剤師」として役割の発揮に向けて「対物業務から対人業務へ」と謳われております。

住民・患者から信頼されて選ばれる「かかりつけ」としての機能と役割を充実・強化し、県民の健康をサポートできるように「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、その一翼を担うとともに期待される役割を果たすべく様々な事業を全力で取り組んでまいります。

最後になりますが　—　県民の皆様へ　—

わが県の短命県返上の最大の課題は、「がん」で亡くなる方を減らすことです。そのため「がん」を早く見つけることです。そのため毎年「がん検診」を受けましょう。を合言葉に

今年1年、青森県民の健康寿命延伸、お一人おひとりの健康づくり支援のためヘルスリテラシー「(健やか力)」＝「健康情報や医療情報を適切に利用し、活用する力」アップのため会員一同、頑張りますのでよろしくお願い致します。